

# 建築確認申請等を提出されるみなさまへ

取手市では「文化財保護法」や「取手市開発行為等に関する公共・公益施設整備指導要綱」などの規定を受けて、市域に所在する『埋蔵文化財』の調査・発掘・保護・保存を行っております。

建設行為を行う方、また今後予定されている方においては、本趣旨をご理解の上、下記によりご協力をお願いいたします。

・ 予定されている事業の形態は？

## ケースA

- ① 開発行為にかかるもの（500㎡以上）  
都市計画法第29条関係。
- ② 土地区画整理事業にかかるもの。
- ③ 中高層建築物を建築するもの。
- ④ 同一事業者が開発区域に隣接する区域を相当期間を置かずに施工するときは同一業者とみなし前各号に該当する場合。
- ⑤ 農地転用（農地法）にかかるもの。
- ⑥ 都市計画法第43条関係。
- ⑦ 公共・公益施設【例 福祉施設・携帯電話基地局など】電柱はケースBです
- ⑧ その他【例 道路位置指定・埋立・遺跡の近接地など】

《上記の場合は『事前協議』が必要です。》

「様式3・4」により埋蔵文化財の所在の『有無』を確認します。  
(ホームページからダウンロードできます)

埋蔵文化財センターへ関係書類を一部提出してください。

## ケースB

左記以外の場合で自己住宅の建築など、建築確認申請を提出する場合。

【埋蔵文化財の確認】  
埋蔵文化財センターで、来館またはFAXによりご確認ください。

遺跡の  
範囲内

範囲外

受付終了

埋蔵文化財の包蔵地の範囲内の場合、工事着工2ヶ月前までに県教育委員会に土木工事着工の届出が必要です。スムーズに工事に着工するために、事前に下記担当窓口(来館もしくはFAX)で確認してください。

FAXでお問い合わせの際は、位置図、該当地の地番、土地の利用目的を明記してください。

取手市埋蔵文化財センター  
〒302-0007 取手市吉田383番地  
電話 0297-73-2010  
FAX 0297-73-5003